

○豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例

昭和53年9月30日

条例第49号

豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例

(題名改正〔平成3年条例26号・26年41号〕)

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれら家庭の児童の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を助成し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(全部改正〔平成3年条例26号〕)

(受給資格者)

第2条 この条例により、母子父子家庭等医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、本市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で18歳以下の者(18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)又は中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者を含む。以下「児童」という。)を現に扶養しているもの(以下「母子家庭の母」という。)

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に扶養しているもの(以下「父子家庭の父」という。)

(3) 前2号に掲げる者に現に扶養されている児童

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち、第1号に規定する18歳以下の者

2 国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居(次項において「病院等」という。)に、入院、入所又は入居(次項において「入院等」という。)したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる前項各号

に該当する者については、同項の規定にかかわらず受給資格者とする。

3 病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる第1項各号に該当する者については、同項の規定にかかわらず受給資格者としなない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。

(1) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）で前年の所得（1月から10月までの間にあっては前前年の所得）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（1月から10月までの間にあっては前前年）の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）別表第1に定める程度の障害の状態にあるものを含む。）の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者（その者が同法第50条第2号又は第55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者

(4) 豊橋市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年豊橋市条例第11号）に規定する子どものうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び豊橋市障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年豊橋市条例第45号）により医療費の助成を受けることができる者

(5) 法令の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者

5 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。

（一部改正〔昭和57年条例31号・71号・61年12号・平成3年26号・5年18号・

11年16号・15年16号・19号・16年17号・18年41号・19年16号・20年17号・38号・24年12号・26年33号・41号・28年18号・29年39号・30年12号・31年18号・令和3年9号]

(受給者証)

第3条 市長は、この条例による母子父子家庭等医療費の助成を受けようとする者の申請により、受給資格者と認定したときは、母子父子家庭等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を当該申請者に交付する。

2 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療担当者等」という。）において医療を受けようとするときは、当該医療担当者等に受給者証を提出しなければならない。

(一部改正〔平成3年条例26号・26年41号〕)

(母子父子家庭等医療費の助成)

第4条 市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を母子父子家庭等医療費として助成する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 市長は、受給者が医療担当者等で医療を受けた場合には、第1項の規定により、受給者に助成すべき額の限度において、受給者が当該医療担当者等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療担当者等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払いがあったときは、受給者に対し、母子父子家庭等医療費の助成があったものとみなす。

(一部改正〔平成3年条例26号・18年34号・26年41号〕)

(届出の義務)

第5条 受給者は、規則で定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又は母子父子家庭等医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたもので

あるときは、市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成3年条例26号・26年41号〕)

(損害賠償との調整)

第6条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、母子父子家庭等医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した母子父子家庭等医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(一部改正〔平成3年条例26号・26年41号〕)

(助成費の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により母子父子家庭等医療費の助成を受けた者があるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(一部改正〔平成3年条例26号・26年41号〕)

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 母子父子家庭等医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。

(一部改正〔平成3年条例26号・26年41号〕)

(報告)

第9条 市長は、母子父子家庭等医療費の助成に関し必要があると認めるときは、受給資格の認定又は母子父子家庭等医療費の助成を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(一部改正〔平成3年条例26号・26年41号〕)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月31日条例第31号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年12月22日条例第71号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日条例第12号)

この条例は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 30 日 条例第 26 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 年 8 月 1 日から施行する。

（豊橋市老人医療費の助成に関する条例の一部改正）

- 2 豊橋市老人医療費の助成に関する条例（昭和 57 年豊橋市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 5 号中「豊橋市母子家庭医療費の助成に関する条例」を「豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例」に改める。

（豊橋市戦傷病者医療費の助成に関する条例の一部改正）

- 3 豊橋市戦傷病者医療費の助成に関する条例（昭和 57 年豊橋市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 5 号中「豊橋市母子家庭医療費の助成に関する条例」を「豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例」に改める。

附 則（平成 5 年 3 月 31 日 条例第 18 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日 条例第 16 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日 条例第 16 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日 条例第 19 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日 条例第 17 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日 条例第 34 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊橋市乳幼児医療費の助成に関する条例、豊橋市障害者医療費の助成に

関する条例、豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例、豊橋市老人医療費の助成に関する条例及び豊橋市保健所条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療又は診療について適用し、同日前の医療又は診療については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月15日条例第41号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。
（豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 5 第3条の規定による改正後の豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例（以下「新母子家庭等医療費助成条例」という。）の規定は、施行日以後の医療から適用し、施行日前の医療については、なお従前の例による。
- 6 施行日前に第3条の規定による改正前の豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定により本市の母子家庭等医療費の助成を受けていた者であって、新母子家庭等医療費助成条例の規定により当該助成が受けられなくなったもの（他の地方公共団体の条例等により豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例と同等の助成を受けることができる者を除く。）に関する母子家庭等医療費の助成については、なお従前の例による。

（委任）

- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成19年3月30日条例第16号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第17号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月19日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第12号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月19日条例第33号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日条例第41号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日条例第18号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月15日条例第39号)

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の豊橋市障害者医療費の助成に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療から適用し、同日前の医療については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月27日条例第18号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (令和3年3月29日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の豊橋市母子父子福祉手当支給条例の規定及び第2条の規定による改正後の豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、令和3年3月1日から適用する。